

答 申

第 1 審査会の結論

豊明市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる公文書について不開示とした部分のうち、一部については開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成 31 年 4 月 25 日及び令和元年 5 月 14 日、審査請求人は、豊明市情報公開条例（平成 13 年豊明市条例第 29 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、幹部会及び経営戦略会議の会議録及び資料（平成 31 年 2 月 28 日～4 月 25 日及び 4 月 26 日～令和元年 5 月 14 日。以下合わせて「本件公開請求文書」という。）の公開を請求した。
- 2 令和元年 5 月 8 日及び 5 月 27 日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件公開請求文書を次の理由によりそれぞれ部分開示決定（以下合わせて「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

理由：条例第 7 条第 5 号に該当

本件公開請求文書は、審議、検討又は協議に関する情報が含まれており、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

- 3 同年 8 月 6 日、審査請求人は、本件処分のうち本件公開請求文書のタイトル・作成課を含めすべて不開示とした部分、作成課以外すべて非開示とした部分、及び市長あいさつをすべて不開示とした部分（以下「審査対象部分」という。）を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

審査請求書及び審査請求人の口頭による意見の陳述によれば、審査請求

の趣旨は、本件処分のうち、審査対象部分を不開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

理由

1 情報公開制度の目的について

条例第1条では以下のとおり規定されている。

- ①市の保有する情報を市民の知る権利として尊重する。
- ②情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を果たす。
- ③市民の市政への参加による、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進を図る。

しかし、本件公開請求文書のなかには、文書のタイトル・作成課を含めすべて非開示のもの、作成課以外すべて非開示のもの及び市長あいさつがすべて非開示のものがあり、これは条例の目的に反し、安易に非開示とする決定であると考ええる。

2 条例第7条第5号に規定する非開示部分への該当について

本件公開請求文書の非開示部分のすべてが「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するとは考え難く、どのような「おそれ」が生じるかについても具体的な説明がなされていないことは、情報公開制度の目的を無視した、除外規定の拡大解釈、濫用ではないかと考える。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

審査請求の理由について

審査対象部分のうち文書のタイトル・作成課を含めすべて不開示のもの及び作成課以外すべて非開示のものについては、策定中の条例や要綱の案及び各種事業に関する検討事項が記載されており、これらを公開することにより、対象となる者に混乱を生じさせるおそれがあることから不開示とすべきものである。

また、市長あいさつのうちすべて不開示の部分について、市長あいさつは基本的に公開となっているが、当該部分は今後計画検討されている事業等を述べているものであり、これらを公開することにより、対象となる者に混乱を生じさせるおそれがあることから不開示とすべきものである。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的な考え方

条例は、第1条で規定をしているように、地方自治の本旨に則り、市の保有する情報を市民の知る権利として尊重し、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加による、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進を図ることを目的として制定されたものである。当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

2 争点

審査対象部分が、条例第7条各号に該当するか否かが争点となっている。（実施機関が審査請求人に通知した公文書部分開示決定通知書において公文書の全部を開示しない理由として、同条第5号に該当するためとしているが、不開示箇所の個別の不開示理由については同条第2号及び第4号に該当する部分もあるため、実施機関が不開示理由の修正を行った。）

3 幹部会議・経営戦略会議について

幹部会議は、市長が主催し、副市長、教育長及び部長（部長相当職を含む。）をもって構成し、予算に係る重要施策に関する事、予算編成方針に関する事、市議会に提案する議案に関する事、各部相互間の連絡

及び調整に関すること及びその他市長が必要と認めることについて審議するものである。

また、経営戦略会議は、市長が主催し、副市長、教育長及び部長（部長相当職を含む。）をもって構成し、幹部会議に付すべき事項のうち、将来に関すること、予算に関する特に重要な施策、新規事業等について行政経営の観点から審議するものである。

4 条例第7条第2号に関する審査基準

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、ただし書の規定を除いて原則不開示とすることを定めたものである。審査会ではこの基準に該当するか否かで判断を行う。

5 条例第7条第4号に関する審査基準

条例第7条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、不開示とすることを定めたものである。審査会ではこの基準に該当するか否かで判断を行う。

6 条例第7条第5号に関する審査基準

条例第7条第5号にある「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するの

ではなく、情報が開示されることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。ここでいう「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、市民への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。審査会ではこの基準に該当するか否かで判断を行う。

7 各審査対象部分に対する審査会の判断

本件公開請求文書の審査対象部分における条例第7条第2号、第4号及び第5号の該当性について、個々に判断を行った。（※平成31年2月28日～4月25日開催分の幹部会議及び経営戦略会議の会議録及び資料及び平成31年4月26日～令和元年5月14日開催分の幹部会議及び経営戦略会議の会議録及び資料は別紙のとおり。）

なお、本件公開請求文書については審査対象部分が複数に及び、件数も多いため、以下「審査会の判断結果の一覧表」にまとめて結果を記載し、詳細の理由についてはさらに後述する。

< 審査会の判断結果の一覧表 >

平成31年2月28日～4月25日開催分の 幹部会及び経営戦略会議の会議録及び資料					
番号	判断	理由	番号	判断	理由
1	全部開示	①	26	全部開示	③
2	全部開示	①	27	全部開示	①
3	全部開示	①	28	全部開示	①
4	全部開示	①	29	全部開示	①
5	全部開示	②	30	全部開示	①
6	全部開示	①	31	不開示	⑨
7	全部開示	①	32	全部開示	①
8	全部開示	①	33	全部開示	①
9	全部開示	①	34	全部開示	①
10	全部開示	①	35	部分開示	⑥
11	全部開示	①	36	全部開示	①
12	部分開示	④	37	全部開示	①
13			38	全部開示	①
14			39	全部開示	②
15			40	部分開示	⑥
16			41	全部開示	②
17			42	全部開示	①
18			43	全部開示	①
19			44	全部開示	①
20			45	全部開示	①
21			46	全部開示	①
22			47	全部開示	①
23			48	全部開示	①
24	部分開示	⑤	49	全部開示	①
25	全部開示	③	50	全部開示	①

5 1	全部開示	①	6 2	部分開示	⑥
5 2	部分開示	⑦	6 3	全部開示	①
5 3	全部開示	①	6 4	全部開示	①
5 4	全部開示	①	6 5	全部開示	①
5 5	全部開示	①	6 6	全部開示	①
5 6	全部開示	①	6 7	全部開示	①
5 7	全部開示	①	6 8	全部開示	①
5 8	全部開示	①	6 9	全部開示	③
5 9	全部開示	③	7 0	全部開示	③
6 0	部分開示	④	7 1	全部開示	③
6 1	部分開示	⑥	7 2	全部開示	③

平成31年4月26日～令和元年5月14日開催分の
幹部会及び経営戦略会議の会議録及び資料

1	不開示	⑨	1 7	部分開示	⑧
2	全部開示	①	1 8	部分開示	⑧
3	全部開示	①	1 9	部分開示	⑧
4	全部開示	①	2 0	全部開示	①
5	全部開示	①	2 1	全部開示	①
6	全部開示	①	2 2	全部開示	①
7	全部開示	①	2 3	全部開示	①
8	全部開示	①	2 4	全部開示	①
9	全部開示	①	2 5	全部開示	①
1 0	全部開示	①	/		
1 1	全部開示	①			
1 2	全部開示	①			
1 3	全部開示	①			
1 4	全部開示	①			
1 5	全部開示	②			
1 6	部分開示	⑧			

【全部開示とすべき部分】

理由① 条例第7条第5号に該当するとは認められないため

公開請求時点での未決定事項、継続審議中の事項、議会未提出事項及び報道機関等への未公開事項は、条例第7条第5号「内容が、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるもの」に該当するため一時非公開としていたが、時期が過ぎ、すでに公表している内容となったため。

理由② 条例第7条第5号に該当するとは認められないため

開示することで条例第7条第5号に規定する「不当に市民の間に混乱を生じさせる」蓋然性があるとまでは認められないため。

理由③ 条例第7条第5号に該当するとは認められないため

条例第7条第5号には該当せず、実施機関への聞き取りの結果、同条第2号への該当性について検討したが、同号ウによると、当該情報が公務員等の職務の遂行に関する情報であるときは当該情報のうち当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分は原則開示すべきとあり、職員の課別の時間外勤務報告書及びこれに関連する行政経営部長の発言内容は原則開示すべき場合にあたると考えられるため。

【部分開示とすべき部分】

理由④ 条例第7条第5号に該当するため

幹部会議は、条例第7条第5号の規定にある「内部における審議、検討又は協議」をする場であり、それに係る会議録及び資料についても同号に該当する部分は不開示となる。当該審査対象部分は年毎で推計した内部的な見込みの資料及び今後の新規推進事業の概要が記載されており、市民に対して誤解・混乱を招く可能性がある。そのため、標題については開示とするが、それ以外の部分については不開示とする。

理由⑤ 条例第7条第2号に該当するため

当該審査対象部分は、報道機関連絡先一覧が記載されており、そのうちの報道機関名、社名、所在地、会社の電話番号及びFAX番号は一般に公表されているもので、秘密にするという前提で市に情報が提供されているわけではない。よって、報道機関名、社名、所在地、会社の電話番号及びFAX番号は開示し、記者氏名の欄のみ不開示とする。

理由⑥ 条例第7条第2号に該当するため

条例第7条第2号ウによると、当該情報が公務員等の職務の遂行に関する情報であるときは当該情報のうち当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分は原則開示すべきとあることから、朝のあいさつ当番表、豊明市職員消防団員名簿及び避難所開設職員一覧表はこれに該当すると考えられるため、職員氏名以外の部分を開示する。

理由⑦ 条例第7条第4号及び第5号に該当するため

市長あいさつにおいて、条例第7条第4号の公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある部分及び同条第5号の公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある部分は不開示とし、それ以外の部分を開示とする。

理由⑧ 条例第7条第5号に該当するため

当該審査対象部分は、公表する前の内部検討資料として作成したもので、開示することで、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

【不開示のままとすべき部分】

理由⑨ 条例第7条第5号に該当するため

市長あいさつにおいて、今後の政策に関する未確定な発言等が含まれており、公にされることで、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるため。

第6 審査会の経過

年 月 日	処 理 経 過
令和元年10月9日	情報公開審査諮問書の受理
令和2年2月13日 (令和元年度第1回審査会)	調査・答申内容審議
令和2年3月27日 (令和元年度第2回審査会)	調査・答申内容審議 審査請求人の口頭意見陳述
令和2年7月20日 (令和2年度第1回審査会)	調査・答申内容審議
令和2年8月7日 (令和2年度第2回審査会)	調査・答申内容審議
令和2年8月14日	答申

答申に関与した委員

鈴木堅司、井口昭雄、三浦美智子、鈴木禎司、服部実希